

平成 30 年度相談支援従事者指導者養成研修（国研修） 受講報告

| | 報告事項 | 報告者（国研修受講者） |
|-----|------------------------------------|---|
| I | 相談支援研修全般について | 地域生活支援センターあさやけ 花形朗子 |
| II | 初任者研修について | まある相談支援事業所 杉田泉 地域生活支援センターあさやけ 花形朗子 |
| III | 現任研修について | 相談支援センターくらふと 吉澤浩一 CIL ふちゅう 岡本直樹 |
| IV | 専門員の姿について （専門コース別研修・演習指導者養成研修等） | 板橋区立加賀福祉園 北川悦子 自立生活センター・昭島 吉澤孝行 マインドはちおうじ相談支援センター 中島美穂子 |
| V | 研修運営について | 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 川尻善之 心身障害者福祉センター地域支援課 上野伸子 心身障害者福祉センター地域支援課 棚本智子 |

I 相談支援研修全般について

国研修で伝達されたこと

<全体>

- 私たちの目指す相談支援は、「ケアマネジメント」の導入、「ケアガイドライン」の検討、「骨格提言」の相談支援の役割と理念に凝縮されている。
- 制度や報酬は3年ごとに変更があり、私たちは、どうしても振り回されてしまいがちになるが、ソーシャルワーカーのグローバル定義も含め、**相談支援の本質は、基本相談を大切にした『本人中心支援』**であり、何も変わっていない。

<来年度の研修のポイント>

- 大切な本質を押さえた講義と演習と実践をリンクさせ、受講者各自、自らの事例を使用し実践に即した研修を実施すること。
- インターバルを踏まえることでモニタリングを含めたプロセスと実践を丁寧に学ぶこと。
- 地域でのOJTの仕組みを構築すること。
相談支援専門員は、自らの専門性を高めるために常に学び続ける必要がある。
自己研鑽とOJTを中心とした研修の機会や場の確保が必要。
(基幹相談支援センターが機能することが大事で、その機能を主任相談支援専門員が果たす。)
地域包括ケアや介護保険との連携等々、周辺には学ばなければならないことはまだまだ多い。
連携とチームでの実践。

<その他>

- ・初任研&現任研講師向けガイドラインを今年度中に作成予定。
モデル演習用のビデオも作成する。
- ・初任研新カリキュラムの告示はいつ出されるか未定。
…実習時間が大幅に伸びること等にある団体から意見あり、審議中のため。
「現在提示されている新カリ案以上のものを求めることにはならない」「研修を、時間をかける価値があると思われるような質の高いものにしていく必要がある」との話があった。

都研修と関連付けて考えたこと

- ・「質の高い研修作り」を目指して、都の検討会チームは予定通り進んでいけば良いと考えている。
(予算上はどうなのでしょう…)

記：地域生活支援センターあさやけ 花形朗子

Ⅱ 初任者研修について

国研修で伝達されたこと

1 講義

(1) 相談支援の目的

- ・初任研受講者は既に学習していることを前提とする。
(また基礎知識として、演者も自分の言葉で語れるかも必要である)
- ・既習事項は、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン、障害者の生活とその支援の歴史、条約や各種法令の目的や理念(障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害者虐待防止法。)
- ・初任研を受けた後には発展的学習として、相談支援＝意思決定支援＝フルインクルージョン＝完全な共生社会を目指すことをやる。

(2) 相談支援の基本的視点

- ・相談支援専門員はソーシャルワーカー…ソーシャルワーカーって何かを伝える。
- ・何のために相談援助をするのか…利用者本人が力をつけるだけでなく利用者による社会変革を目指す。
- ・何を心がけるのか…倫理綱領、ケアガイドラインを抛り所に。価値原則の部分が大事。
倫理綱領と合致する ICF を引用しても良い。
- ・基本的視点…人権の尊重や社会的正義の実現
＝当事者視点…想いを聞けないケアマネは手術のできない外科医と言われるように、相談員もそうなのではない。
×社会構成主義 ○ナラティブアプローチ。
＝アドボカシーの視点…意思疎通・意思形成はまあまあやっているが、意思表示・意志実現の支援はかなりあやしい。表明したことを実現する体験が重ねられるように。
＝自立・自己決定の視点…すべての人が発達過程にいる、関わり方によって変わることができる。
＝エンパワメントの視点…当事者による社会変革で自分の希望を実現するという考え方。
＝社会的包摂の視点…排除させない社会づくり。社会制度のミスマッチで包摂ではなく社会的排除になっていないか、例えば放デイ。

(3) 相談援助技術

- ・対人援助とは何なのかをわかりやすく伝える
…要素は3つ＝援助関係、援助方法、援助対象。
援助対象は、障害のある人＝援助が必要とは限らないことに留意。生活課題を抱えた人。
- ・ソーシャルワークの体型…ジェネリックソーシャルワークが主流。
計画相談はケースワークに偏りがち。ソーシャルワーカーとして自立支援協議会への参画など意識することも必要。
- ・ソーシャルワークのプロセス…時間をかけて説明する必要あり
計画相談は相談者に相談動機があるため、インテーク・アセスメント力がなくても仕事ができる。インテーク/アセスメント/契約/援助目標の設定と計画策定/介入/評価/終結 どのプロセスにおいても意義や重要性を再確認する必要がある。
- ・相談支援専門員に求められる技術
本人中心、地域作り、不断のアセスメント、効果的なモニタリング(自己効力感の変化)
- ・なぜケアマネジメンが使われるのか
…「効率的なサービス提供のしくみ」としても発展したケアマネジメンが、サービス提供型制度の運用に適しているため。ジェネリックソーシャルワーク・基本相談を大事に、利用者の自己効力感や権利擁護の実現が達成されることが大事。

(4) ケアマネジメント技法とそのプロセス

- ・初任研では、講義から興味関心を持ち「少し自分で調べてみよう」と思う手がかりを伝えるのも良い。
- ・プロセスの流れから連携につなげる。初任研では相談支援専門員とサビ管の連携がわかりやすい。連携のメリットを伝える。
- ・チームアプローチに必要な条件（共通の目的・目標、ルール、達成できる人材）。
- ・プロセスの中で基本的視点を入れ込む。
- ・事例を交えながら伝える。

(5) 地域への視点

- ・今年度？新しく入ってきた項目？…初任でもわかりやすい工夫が必要。
- ・地域を基盤としたソーシャルワーク…ジェネラリストソーシャルワークに近い。
「狭間にある人をどうつなげるか」を重視している。
- ・コミュニティソーシャルワークの機能…並行的なニーズ検討/予防的地域課題解決/住民主体の問題解決/専門機関による地域連携
- ・相談支援専門員としてどう動くのか…関係性の中で本人を捉える。
- ・地域資源を意図的にからませていく。

(6) 制度説明…社会資源の一つとして制度がある（制度があるから支援をするわけではない）という視点で伝える。

- ・研修前に配布し、予習してもらうことが望ましい。

2 演習

変更点①プロセスの体験 1日→2日

変更点②実習を設け実践事例の検討を行うことで、スーパービジョンの体験をする
(実践現場で同じようにOJTができるようになることがねらい)

(1) 初任研ポイント

- ・実務と連動させこれから継続していく入り口と捉える。
=OJTとの連動。
=すべてを扱うわけではない。
(各障害特性や対応等の話は、研修が医学モデルにならないよう敢えて既習とする)
- ・受講生が主体的に参加し学べる環境を作る。
=ファシリテーターの存在が重要。
=構造化。
=「気づき」の可視化。
- ・カリキュラムには、「既習事項」「発展的学習事項」も明示。
- ・研修全体の統一性、ストーリーを大事に。抽象→具体へ
 - ①身に付けておいてほしいことを事前学習
 - ②事前学習したことを講義でなるほどと思う。
 - ③演習2日でなるほどと思ったことをまねてみる。
 - ④インターバルでは自分でやってみる。
 - ⑤振り返り気づきを得て実践に持ち帰る。

(2) 演習1日目

- ・演習中も、原則として立ち戻る価値・倫理、視点は繰り返し確認しながら進行。
- ・ソーシャルワーカーとしてのありようを大事にしての相談支援の専門性＝基本相談を基盤として見立てを考える1日。地域生活支援は考え方を身に付けてミッション達成に向かう。
- ・事例としては意識して立ち戻れること、ケアマネジメントプロセスでわかりやすいもの、本人が話せて、ズレがはっきりしているものがよい。

(3) 演習 2 日目

- ・ 計画相談
- ・ 地域の様々なことを資源に、いろいろな可能性の中から考える。
- ・ モニタリングについては書式にバラつきがあるため、様式も含めて考える。
- ・ 今後はモニタリングが主戦場。現場との連動をどうするか。単純にサービスの変更だけでなくソーシャルワークの視点でやる。

(4) 実習

- ・ 研修受講者のフォローを地域としてだれがどうするのかを考える。基幹とか。

都研修と関連付けて考えたこと

1 講義

- ・ 受講生は相談支援専門員としての資格要件として実務経験の中で勉強し続けていることを前提に一からは教えないよ、ということで、国研で示されたポイントを伝えればいい。
その中で、
 - 制度のことについては行政に依頼。
 - 概論については相談の魂のようなことの内容になるので、吉澤孝行さんに依頼。
 - その他については、講義項目と内容を整理して、国研受講者で担当割りをして進める。講義内容については、ノート付きの資料が国から出されるので活用できる。
- ・ 講義部分 3 日→2 日に縮小。全体的に再構成が必要か。

2 演習

- ・ 5 日間の演習のうち最初の 2 日間については、おおむね今年度の初任研内容でよく、最後簿コマの地域課題についてを演習 3 日目以降に回すことで、全体の配分等を少し手直しする程度で良いのではないか。
- ・ 実習前のオリエンテーションなどは新たに配分。実習は、演習中のインターク・アセスメントシートを用いるとしたら、都では 5 Pic か。
- ・ 大きく検討が必要なことはインターバル(実習)の部分と演習 3 日目とまとめの 4~5 日目。
特にインターバルについては、基幹相談がない地域もかなりあるので、フォロー体制をどう区市町村と連携してやっていくかを検討する必要がある。
- ・ 例えば、相談支援部会などのネットワークは作られている所が多いため、受け入れ態勢を各自自治体で検討してもらうため、都から通知などは出せないか？
- ・ 演習 3 日目とまとめの 4~5 日目についてはファシリテーターの力量がかなり必要になるが、多人数のファシリテーターにそこまで質の高さを求めることも難しいと思われるので、上記地域でのフォロー体制含め、東京都全体でやるのではなく、インターバル以降についてはいくつかの地域のブロックで出来るようなことも検討できるのではないか。

記： まある相談支援事業所 杉田泉
地域生活支援センターあさやけ 花形朗子

Ⅲ 現任研修について

国研修で伝達されたこと

1 講義

- ・現任研初日講義では、初任研と比較して各論的な内容（就労、障害児、発達障害、地域相談、虐待等）、応用的な内容（報酬改定、サビ管連携等）を伝える。
- ・実践での成功例、失敗例等を具体的に伝えイメージを促す。

2 演習

(1) 個別相談支援

- ・演習前講義では、個別支援を意思決定支援の文脈を強調しながら要点確認。
- ・演習は、受講者が事例を持ち寄り、1人30分程度かけ、GSV形式で事例検討（実践検証）／事例概要＋提出理由、取り組み状況を伝え、他のグループメンバーからコメントをもらう一をする。

(2) 演習1日目と2日目とのインターバル

- ・基幹相談支援センター等に事例検討で浮き上がった課題への対応について助言等をもらう。

(3) チームアプローチ

- ・演習前講義では、チームでの意思決定支援の文脈を強調しながらチームアプローチの要点を確認。
- ・演習は、受講者が事例を持ち寄り、個別支援同様の流れでグループワークを行う。
- ・使用ツールをエコマップとし、チームによる連携に焦点を当てることでチームアプローチの検証等をする。

(4) 演習2日目と3日目とのインターバル

- ・基幹、委託、協議会等の役割や状況等を聞き取る。

(5) コミュニティワーク

- ・演習前講義では、協議会の機能等を強調しながらコミュニティワークの要点を確認。
- ・演習は、GSVにおいてインフォーマルな社会資源に焦点を当てることで、地域の社会資源へと視野を広げる体験をする。
- ・インターバルで確認した協議会の機能等を情報交換し、コミュニティワークを考える。

(6) その他

- ・スーパービジョンについては講義で理論を伝える。演習ではGSVの中にその要素を持たせる。

都研修と関連づけて考えたこと

1 講義

- ・講義は国研修で伝達されたとおり、各論や応用的な内容を伝える整理でよい。
- ・初任研との連続性を考えると、チームアプローチやコミュニティワークの理論も講義において丁寧に確認すべきであるが、その内容は国研修では示されず、要検討。

2 演習

(1) 個別相談支援

- ・国から伝達された内容をベースに構成を考える方向性でよい。
- ・事例提出においては、事例を提供してもらい利用者に対し、丁寧に意図を説明し、同意を得るプロセスを、誰もが辿れるように、ガイドライン等を作成する必要がある。

(2) 演習 1 日目と 2 日目とのインターバル

- ・趣旨として、相談支援専門員自身の実践に対し、人材育成等を担う立場の方から助言をもらうこと、以て、人材育成等を担う立場の方の機能化もはかることと理解した。
- ・基幹や委託等を実施していない区市町村もあり、その場合、その役割は区市町村にあるはず。そうして点を踏まえ、「助言をもらう」ということを前提にするか、他の方法を考えるか等について検討する必要がある。

(3) チームアプローチ

- ・このテーマでは、個別性を前提に、利用者個人と社会資源とのつながりをつくっていくネットワーキングと、そうしてつくられた本人と社会資源とのつながりを同じ目的に向かい協働するチームとしていくチームビルディングとの両方を取扱うのだと理解した。
- ・国から例示された、エコマップを用いて事例検討をする方法だけでチームアプローチの学びとなるのか、この点については国研修提案にとらわれずに考えてもよいのではないかと感じた。
- ・個人的には、ファシリテーションにおける統合・合意形成のプロセス（立場や価値観の異なる人同士でも一つの着地点に到達するプロセス）にヒントがあるのではないかと考えた。
- ・ネットワーキングやチームビルディングを専門に研究している方などから助言をもらいヒントを得る方法も検討できるとよいのではないかと考えた。

(4) 演習 2 日目と 3 日目とのインターバル

- ・基幹、委託、協議会等の役割や状況等を聞き取ることで、人材育成や地域づくり等を担う機能を理解し、何らかのかたちで関与していくためきっかけとすることや、以てその機関や関係者の機能化をはかることが趣旨と理解した。
- ・どのようなアプローチ（質問内容等）がよいかを検討する必要がある。

(5) コミュニティワーク

- ・国から例示された、「GSV でインフォーマルな社会資源に焦点を当てることで、地域の社会資源へと視野を広げる体験」は、コミュニティワークというよりはむしろ「ケースワーク」の演習ではないかと感じた。また、この方法では、例えば地域に不足する公的資源等の課題から焦点が外れるなど、地域課題と向き合う体験からは遠ざかるのではないかと感じた。さらに、「地域課題にどのように向き合うか」というプロセスを辿らないスキームは、そもそもコミュニティワークと言えるのかという疑問も残った。
- ・結論的には、検討委員で議論を重ねつくりあげた、現在の東京都現任研のスキームを、時間調整して実施するかたちでよいのではないかと考えた。
- ・「インターバルで確認した協議会の機能等を情報交換し、コミュニティワークを考える」という単元例も、東京都現任研のスキームに合流させることはできると考える（例：地域課題にどのように向き合うかという演習を行う場合等に、その前段として地域づくりを機能として持つ社会資源を確認する）。

(6) その他

- ・全体的に、現在の東京都現任研のスキーム（共通事例理解⇒地域課題の抽出とレベル分析⇒個別事例の検証と地域課題の抽出・レベル分析⇒課題焦点型 SV）を組み替えて応用できると考えた。

※新カリ例

①個別事例の検証とチーム課題、地域課題の抽出

②チーム課題への対応

③地域課題の分析と対応

④SV（もしくはSVは取り扱わない（将来的に主任研での取り扱いとする））

- ・ファシリテーター養成が重要である。ファシリテーターへの事前研修等においてはデモンストレーションを行うなどし具体的なイメージを持ってもらう必要がある。
- ・他方、多数のファシリテーターを用意できない想定を踏まえると、演習内容は構造的に考える必要がある。
- ・（岡本）個人的な意見だが、私は、研修時間が増えている現状について、問題に感じていてインターバルが実現するのも良いのだが、その辺は、主任研修などで取り扱い、現行のままかそれ以下の短縮ができると、特に障害当事者で相談支援をしている私としては、助かると感じる。
- ・（吉澤）インターバルにおいて受講者が地域の相談支援におけるシステムに働きかけることで地域が耕されることを副次的な目的とする考え方は、積極的に取り入れるべきと感じた。必修時間が当事者団体からの働きかけのため示すことができない状況との説明もあったが、考えなければならない課題は多く、今回の国研修で示された時間配分等をもとに早めに素案の作成に取り掛からなければ次年度開催に支障をきたすのではないかと感じた。

記： 相談支援センターくらふと 吉澤浩一
CIL ふちゅう 岡本直樹

IV 専門員の姿について(専門コース別研修・演習指導者養成研修)

国研修で伝達されたこと

■初任研前の既習事項(玉木さん、藤川さん)

- ・一定の実務経験から、「ノーマライゼーション」「ソーシャルインクルージョン」「障害者の生活とその支援の歴史」「条約や各種法令の目的理念」を既習していることが研修受講前の前提の研修の組立て。事前学習が前提。

■社会的包摂(玉木さん)

- ・ともに生きていくことができる新しい社会を創造し構築していくことが相談支援の目的
「障害のある人もない人も助け合いながらその人らしい暮らしを実現していける社会に」

■権利擁護、意思決定支援(玉木さん)

- ・権利擁護とは「自己決定・自己選択ができるようにお手伝いすること」「そのために必要なのは、意思決定支援と意思形成支援」

■相談支援専門員はソーシャルワーカーである(島村先生)

- ・「相談支援の質の向上にむけた検討会」における議論で、改めて相談支援専門員がソーシャルワーカーの担い手として期待されると示された。
- ・相談支援専門員は、障害のある人とその周辺の幸福の実現を目指す事が使命。利用者だけでなく周りを含めた視点。そして、利用者のエンパワメントと権利擁護を達成する目的とした活動。基本的視点は、人権の尊重と社会正義の実現を前提としている。
- ・本人の視点から想い聞きとらえる。計画は支援者のツールではない。制度で捉えたりパターン化してしまわないように。
- ・現在の相談支援では、ケースワークに流れがちな現状がある。相談支援専門員はケアプランナーではなく、ジェネリックソーシャルワーク(ケースワーク、グループワーク、コミュニティーワークを総合的に使いながら地域の中の利用者を支援する)の実践者であること重要。

■Ftの重要性とスキルアップ

- ・演習が長時間となったことで、Ftの存在や役割がより重要になった。また、これまで行ってきたグループワークでのFtの他、インターバルの助言や事例の抽出なども加えられた。
- ・モデル演習では、Ftが行う支援者の為のグループスーパービジョン、利用者の希望を実現していく為のグループスーパービジョンが行われた。グループスーパービジョンは一つの手法。自治体独自の手法で良い。

都研修と関連づけて考えたこと

■専門コース別研修

- ・今年度は主任相談支援専門員の受講要件ではなくなったが、実施している自治体も多く(42/47自治体)、既存の研修では補えない研修を実施していくその目的からも、都でもH30年度に検討会で検討しH31年度より実施される事が望ましいか。他県の研修内容は「地域移行研修」「ファシリテーター養成研修」「障害児支援」「スーパービジョン研修」が多い事からは、現在東京都内で実施されている研修の位置づけを再検討し実施できる可能性もあるのではないかと。

■演習指導者養成研修

- ・演習時間が長時間になり、Ftの役割や責任、負担が大きい。初任研では、1グループ1Ftの必要性が示されたことから、引き続き演習指導者養成研修でFt技術を持った中核人材を広く育成する必要がある。
- ・現任研修は、人数確保の困難さや昨年度の構造化された研修内容を行った実績からも、受講者がFtの一旦を担う形とし2グループ1Ftが現実的ではないか。→演習指導者養成研修の受講内容は初任研Ftの養成に視点をおいてはどうか。
- ・地域でのOJTの構築の必要性からも、その担い手となる都の中核的役割を行う相談支援専門員の育成には、専門コース別研修や主任相談支援専門員研修だけではなく、演習指導者養成研修を入れた人材育成ビジョンやキャリアパスの作成が必要急務。
- ・モデル演習として行われたグループスーパービジョンは、スーパービジョン研修受講者が行う事が想定されているので、都の研修での実施は厳しいと思われる→養成指導者研修の内容としては取り扱わなくてよいのではないか。

■(吉澤)感覚として…

- ・国のカリキュラムや国研修は全国の平均的環境を踏まえて考えられていることが前提に、検討委員が認識することが必要だと思う。
- ・東京都の県レベル以上の人口の区から地域支援協議会を設置していない島嶼部が存在する中で、相談支援専門員の平準化をイメージする難しさを感じる。
- ・どの地域でも障害者が存在することから、セルフプランを出発点としての生活プランに、関係者が専門支援員として基礎から関わることを核にしてマイクロレベルからマクロレベルまでを俯瞰できることが、東京都が求める相談支援専門員になるのではないか。
- ・その中で、初任研修・現任研修のマイクロからのメゾレベルに対応することは理解するが、主任相談支援専門員に求められるレベル(困難性・緊急性・指導力・マクロの調整力)の明示がなかったように見える
- ・国レベルが基幹相談支援の設置を求めていくことは、東京都内の福祉圏域(保健所レベルか)が曖昧であり、区市町村のパワーバランスが整っていないままに区市町村の自主性に委ねている現状では、主任相談支援専門員の養成の目的を検討委員会の中で消化する必要を感じる。
- ・専門研修については、都のレベルで行うレベルと区市町村レベルで行うことを都が促すことで実現できる内容も含まれていると思う。
- ・それぞれに都から実施規定を設け修了証明の発行を行う事も視野に入れても良いと思う。

記：

板橋区立加賀福祉園 北川悦子
自立生活センター・昭島 吉澤孝行
マインドはちおうじ相談支援センター 中島美穂子

V 研修運営について

国研修で伝達されたこと

- 1 告示改正について（厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 内野室長補佐）
 - ・新カリキュラムの時間数が伸びたことに対する当事者団体からの要望があり、検討会等を立ち上げて検証を開始するため、30年度中の告示改正が間に合わない可能性が生じている。
 - ・カリキュラムの短縮あるいは運用上の取扱いを示すことになる見込み。

2 初任者研修及び現任研修

- ・告示別表案及びカリキュラム案に基づいてモデル研修を例示するので、各県とも準備を進めてほしい。
- ・30年度に①講師向けガイドラインを作成予定②モデル研修を実施の上ビデオ教材作成

<初任者研修（鶴ヶ島市地域生活サポートセンター 藤川氏）>

- ・人材育成の道筋の中に初任者研修受講を位置づける。研修ですべてを取り扱えるわけではないので、事前に基礎的な知識を得る、あるいは、受講後に受講者はどうしたらよいかを示される必要がある。
- ・演習では、現任研修修了以上のファシリテーターをグループに1人配置、1グループの標準的な人数は6人とする。

<現任研修（貴志園 富岡氏）>

- ・初任者研修に比べて緩やかなプログラム提案とした。自治体ごとに工夫してほしい。
- ・研修日程の間にインターバルを想定。基幹相談支援センター等とのつながりを作るしかけにしてある。基幹センターが十分に機能していないのは承知、しかし、将来あるべき姿を目指す観点で工夫を始めてほしい
- ・現任研修演習では、ファシリテーターをグループに1人配置。1グループの人数は6人を想定。

3 主任相談支援専門員研修（大平専門官）

- ・国の直接養成は年が明けてから。対象は、基幹相談支援センター職員及びそれに準ずる者。
- ・特定事業所加算目的の受講は認めない。
- ・いずれ、基幹相談支援センター必置の職としたい。

4 専門コース別研修（大平専門官）

- ・事前アンケートによると、各県の実施にばらつきがあるため、標準カリキュラムについて厚労科研で検討を加える。
- ・相談支援専門員と、サービス管理責任者等と一緒に受けられるものとする方向。

5 その他

- ・相談支援専門員の実務経験には変更なし

都研修と関連づけて考えたこと

1 告示改正について

- ・制度改正への対応については、サービス管理責任者研修への影響も出る(※)ことに留意し、国からの情報を得ながら進める必要性が出たことを認識。
※現在の二日課程の部分が、新しいサービス管理責任者等研修の「基礎研修」に組み込まれる。

2 初任者研及び現任研修

- ・演習を中心としてカリキュラム時間数が伸びているため、開催時期、回数、会場の条件、講師及び必要なファシリテーター数等、具体的な実施イメージを関係者が共有して、東京で持続可能な研修として準備する必要がある。
- ・いずれの研修も、受講者が現在進行形で関与している支援事例を資料化して持ち込む内容となっており、個人情報取り扱い及び当事者との関係性の点で、混乱等が生じないような取扱いを、研修実施者の側も提示する必要がある。
- ・障害のある当事者と共に研修づくりをし、実施する、という東京の研修のあり方について、考え方の変更なく準備を進めることの大切さを再確認。
- ・研修当日に取り扱う内容（カリキュラム）と、研修をきっかけとして受講者が地域で取り組むことが、様々に関連づけられており、広い文脈の中で見通しを持った準備が必要であると理解した。
- ・演習を指導する人材の養成は引き続き重要課題であり、養成の方法を検討会と共に模索する必要がある。

3 主任相談支援専門員研修

- ・年度の後半に実施される国による研修に、東京都からどのような形で誰に受講してもらう推薦をすることが望ましいかを検討しておく必要がある。
- ・都研修実施にあたって、対象者の要件については、国が示す以上のものを検討する必要がある。

4 専門コース別研修

- ・未実施の自治体が、数県のみとなっていることを確認し、新カリキュラムスタートに合わせ、東京でも開始できるよう、調整。
- ・サービス管理責任者等研修の体系変更において、同じ名称で、事業種別・障害別の専門知識獲得を目的とした研修の任意実施が示されており、両者を関連付けながら準備をする必要がある。

5 その他

- ・研修受講にあたっての実務要件の導入等は、事業者及び区市町村障害所管課へ時機を逃さない周知が求められる。

記： 心身障害者福祉センター地域支援課 上野伸子
心身障害者福祉センター地域支援課 棚本智子
福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 川尻善之